

# 東京都ソーシャルファームの認証及び支援に関する指針（案）

## 第1 目的

この指針は、都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例（令和元年東京都条例第91号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、東京都（以下「都」という。）の支援対象となるソーシャルファームの認証基準及び支援策等を示すことにより、ソーシャルファームの創設及び活動を支援することを目的とする。

## 第2 ソーシャルファームの意義等

### 1 意義

認証ソーシャルファームは、次に掲げる要件を全て満たす社会的企業であって、かつ第3に定める認証基準を満たすと認められ、都が支援対象として認証したソーシャルファームをいう。

- (1) 事業からの収入を主たる財源として運営していること。
- (2) 就労困難者と認められる者を相当数雇用していること。
- (3) 職場において、就労困難者と認められる者が、他の従業員と共に働いていること。

### 2 役割

認証ソーシャルファームは、ソーシャル・インクルージョンの考え方に立ち、自律的な経済活動の下、社会的企業として、就労困難者と認められる者の雇用の場の拡大と自立を進め、地域の産業及び雇用に貢献することを通じて、ダイバーシティの実現を図るものとする。

## 第3 認証基準

### 1 経営主体等に関する基準

#### (1) 経営主体

認証ソーシャルファームの経営主体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 法人格を有していること。

イ ソーシャルファームの事業の遂行に必要な財務基盤を有し、かつ、資金について十分な管理や精算を適正に行う経理体制を有していること。

ウ ソーシャルファームの事業を行うために必要な組織及び人員等の実施体制を有していること。

エ 事業目的及び事業内容、収支計画、就労困難者と認められる者の雇用計画等からなる実現見込みの高いソーシャルファームの事業計画を有していること。

## (2) 認証の単位等

認証ソーシャルファームは、次に掲げる要件を全て満たすものとし、事業所を単位とする。

- ア 一定の場所において、一定の組織のもとに有機的に相関連して一体的な経済活動が行われ、一の経営組織として独立性を持ったもの。
- イ 他の事業所と経理が区分され、認証ソーシャルファームの単位で収支の状況等を把握できること。
- ウ 就労困難者と認められる者の実情に応じた雇用管理やサポートを適切に行うことができる施設及び人材等を有していること。
- エ 第2の2に定める役割に準じた事業目的を掲げていること。

## 2 就労困難者と認められる者の雇用に関する基準

### (1) 就労困難者と認められる者

認証ソーシャルファームにおいて雇用する就労困難者と認められる者とは、次のア及びイの要件を満たすものとする。

- ア 就労を希望しながらも心身の障害をはじめ、社会的、経済的その他の事由により就労することが困難である者
- イ 第4の1で定める東京都ソーシャルファーム認証審査会における審査において、配慮すべき実情等に応じた支援が必要であると認められた者

### (2) 就労困難者と認められる者の雇用者数

認証ソーシャルファームの従業員の総数に占める就労困難者と認められる者の雇用者数の割合は20パーセント以上とし、かつ、就労困難者と認められる者の雇用者数は3人以上とする。

## 3 障害福祉サービス事業所を運営する法人及び特例子会社等に関する取り扱い

### (1) 障害福祉サービス事業所運営法人

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービスの指定を受けている事業所（以下「障害福祉サービス事業所」という。）については、その運営法人において、就労困難者と認められる者を雇用する事業所を障害福祉サービス事業所とは別に設立する場合には、認証の対象とすることができる。

### (2) 特例子会社等

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第44条第1項に規定する子会社及び同法第45条の2第1項に規定する関係子会社（以下「特例子会社等」という。）については、その経営主体において、

障害者を除く就労困難者と認められる者を雇用する事業所を別に設立する場合には、認証の対象とすることができる。

#### 4 労働関係法令等の遵守及び暴力団関係者等の排除

- (1) 認証ソーシャルファームは、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令をはじめとする法令を遵守するとともに、労働基準監督署に就業規則の届出を行うことを要する。
- (2) 経営主体及び認証ソーシャルファームを構成する者が暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。

### 第4 認証

#### 1 ソーシャルファームの認証審査会の設置及び認証

- (1) 都は、支援対象となるソーシャルファームの認証に関する審査を行うため、企業経営や就労支援の専門家等で組織する「東京都ソーシャルファーム認証審査会」（以下「認証審査会」という。）を設置する。
- (2) 都は、支援対象となるソーシャルファームの認証に当たり、認証審査会に付議し、認証基準に適合していること等を総合的に審査した上で認証を行う。

#### 2 予備認証

都は、経営主体が新たにソーシャルファームを開設する場合等において、その事業計画等に関する審査を行うため、認証審査会に付議を行い、予備認証を行うことができるものとする。

#### 3 認証期間及び認証の取消し

認証期間は5年間とし、再度審査の上、認証基準に適合している場合は、更新することができる。また、都は、認証基準に適合しなくなったソーシャルファームの認証を取り消すことができる。

### 第5 ソーシャルファームの支援策

都は、ソーシャルファームの創設及び活動を支援するため、経営支援や就労支援等を行う関係機関、民間団体等と連携し、ソーシャルファームの検討期、創設期及び運営期において、次の1から3までの支援を行うものとする。

また、支援に当たっては、ソーシャルファームにおける就労困難者と認められる者の雇用の拡大と自律的な経営を促進する仕組みを構築するものとする。

ただし、本支援は予算上の措置が講じられた場合において、その範囲内で行うものとする。

## 1 検討期における支援

都は、ソーシャルファームに関心のある者や創設を検討している経営主体に対して、次のような支援を行う。

### (1) 普及啓発及び情報提供

ソーシャルファームを広く普及するための広報、認証基準や支援策等に関する情報提供等を行う。

### (2) 就労困難者と認められる者の雇用ノウハウ等の提供

就労困難者と認められる者の雇用ノウハウを提供するための相談等を行う。

### (3) 社会起業家等の人材の育成

大学や民間団体等と連携し、ソーシャルファームを担う社会起業家等の育成等を行う。

## 2 創設期における支援

都は、第4の2に定める予備認証を受けたソーシャルファーム等に対して、次のような支援を行う。

### (1) ソーシャルファームの開設に係る経費の助成

事業所の改築・改修費（就労困難者と認められる者の就労環境の整備に係る経費を含む）、備品購入・設備導入費等に対する助成を行う。

### (2) 資金調達の支援

ソーシャルファームの開設に必要となる運転資金や設備資金の調達への支援を行う。

### (3) 就労困難者と認められる者の雇用に係る支援

ハローワーク等の就労支援機関等と連携し、就労困難者と認められる者のマッチング等の支援を行う。

## 3 運営期における支援

都は、認証ソーシャルファームに対して、次のような支援を行う。

### (1) ソーシャルファーム運営に係る経費の助成

#### ア 就労困難者と認められる者の支援に係る経費

賃金等雇用に係る人件費、就労支援・定着等に係る経費、就労訓練等に係る経費等に対する助成を行う。

#### イ 経営の支援に係る経費

広告費、販路開拓費、事業所の賃借料等に対する助成を行う。

### (2) 経営や就労困難者と認められる者の雇用に係る相談・助言

経営の専門家の派遣等によるコンサルティング、雇用・定着等に係る民間支援団体等を活用した相談・助言等を行う。

(3) 公共発注における活用等

業務委託等において、認証ソーシャルファームの積極的な活用を図るとともに、総合評価方式において、社会的企業であることを鑑みた加点等の措置を講じる。

(4) 資金調達の支援

認証ソーシャルファームの運営に必要となる運転資金や設備資金の調達への支援を行う。

## 第6 支援期間等

ソーシャルファームは、事業からの収入を主たる財源として運営する事業体であることから、都が実施する認証ソーシャルファームに対する経費の助成による支援の期間は、原則5年間とし、支援期間終了後、認証ソーシャルファームは自律的な経営へと移行するものとする。ただし、認証ソーシャルファームが就労困難者と認められる者の雇用の場の拡大と自立を進め、地域の産業及び雇用に貢献するという社会的役割を担っていること等を踏まえ、一部の支援については、継続することができるものとする。

## 第7 その他

本指針に定めるもののほか、指針に定める内容の運用等に関し必要な事項は別に定める。